

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成21年8月21日  
循環型社会推進課

1 意見募集期間

平成21年7月1日(水)から平成21年7月31日(金)

2 意見件数

(1) 総数 22件

とりネット	ファクシミリ	県民局経由	説明会	市町村照会	計
1	3	1	10	7	22

(2) 主な意見と対応

ア 改正内容に係る意見(11件)

主な意見	対応
改正案に賛成	-
焼却施設から排出されるダイオキシンは問題ないとの意見もあり、規制が厳しい。	焼却施設の安全性にかかわらず、施設の設置自体が紛争の原因となるため、手続を義務づけるものである。
排出事業場内に設置される焼却施設も対象にすべき。	これまでの紛争事例は排出事業場外に設置されたものであったため、紛争につながりやすい施設について手続を義務づけるものである。
これから設置する施設のみを対象としても効果が少ない。	今後、新たな施設に係る紛争の防止を目的としており、十分効果があると考えている。
処理能力が50kg/h未満の施設を対象外とするのはなぜか。50kg/h未満の施設も、設置場所の把握ができれば、行った方がよい。	ダイオキシン法の事前手続として条例手続を義務づけるものであるため、同法の規模要件以上の施設を対象とするものである。なお、同法の規模未満の施設は把握が困難である。
既設の焼却施設についても、処理状況報告を義務づけるべき。	既設の施設についても、今回の改正により処理状況の報告を義務づける。
指定地域に設置する場合は許可制にすべき。	法律で届出となっているものについて条例で許可を義務づけることは、過度の規制となり適当ではない。

イ 条例全般に係る意見(4件)

主な意見	対応
周辺住民の同意が必要とした方がよい。「住民の半数以上に説明し、了解を得る」といった条文を加えるべき。	法で義務づけられていない同意の取得を条例で義務づけることは適当ではない。
住民との合意事項が守られているか把握し、指導できる仕組みを作してほしい。	事業者・住民間の合意については、両方で協定等を締結し、合意事項が守られているか把握し対応していただきたい。県も定期的に立入検査を行い、不適切な対応が確認された場合は厳正に指導する。
手続が長期化しないよう説明会の必要回数を定めてほしい。	説明状況等により、説明会の必要回数は異なるため、一律に回数を規定することは困難である。
周知計画書が住民にわかりやすい文章となるように指導してほしい。	今後、事業者を指導する際に留意する。

ウ その他の意見(7件)

主な意見	対応
一定規模以上の産業廃棄物の保管場所を届出制にすべき。	現状を確認した上で条例の必要性について、別途検討する。
野外焼却の抜本的な解決を検討すべき。	不適正な焼却は法で禁止されているため、引き続き広報等で啓発を行うとともに、違反者に対しては指導等の措置を行う。

3 今後の予定

平成21年9月 9月議会に条例案付議

平成22年1月 改正条例施行